昭和拾年（月報番號第一八七號）

No. 167

小作爭議調査表

（昭和十年十一月分）

項目	内容
場所	浮羽郡竹野村大字地徳字九ノ坪
關係人員	地主 北川忠右エ門 小作人 藥丸勇
地主關係團体	ナシ
原因	小作人は九年度凶作の為小作料平均四割減を昨年末より交渉しつゝありたるも地主が應ぜざる為同年小作料を滯納しありたる処十月七日立毛の差押を執行せられたるに因る。
要求事項	小作人は小作料平均四割減を要求 地主は小作米請求
經過	小作人は十月十日小作調停の申請を為し 十一月二日吉井區裁判所に於て調停委員會開催の結果双方の諒解成り左記條件の通り調停し 解決す。
發生	昭和十年十月七日
終熄	昭和〃年十一月二日
關係地種類面積	田二反二畝八歩
小作人關係團体	日農浮羽郡聯合会地徳支部

財團法人協調會福岡出張所

結果

小作人 浦田熊次郎分

一、毎年小作米は一月二十五日限り納付すること、若し納入せざる場合は催告状を発し更に十日以内に納入せざる時は土地引上に異議なきものと認め之を執行す。

二、將来は小作米の減額を認めず、但し減額の必要ある場合は稲苅取前十日前に地主に届出て協定を為すこと

三、地主之に理由なく應ぜざる場合は減額を認めたるものと看做す

四、地主小作人にて協定出来ざる場合は裁判所より指定したる地主側小作人側裁判所側各三名宛の委員を以て協定す、之が協定に異議申立つるを得ず、之に要する費用は地主及小作人の負担とす

五、地主の承諾なく第三者へ小作の譲渡又は土地の模様換等を為す事を得ず

十月二十九日 調停條項

一、地主は從来通りの小作料を以て小作せしむること

二、九年度滯納小作米は昭和十一年度より五ヶ年賦を以て支拂ふこと

三、小作米納入期日を一月二十五日と定む、但し金納の場合は當日に於ける竹野村信用組合の時価に於て換算すること

四、天災其他不可抗力に依る被害に際し減額を要求する場合は刈取十日前に小作人より地主に通知し双方立会の上小作米の協定を為すこと、若し不調の場合は縣小作官及小作官の指定したる技術員の裁定によること、之の裁定に對しては双方異議なきこと

五、本田を相續人以外に轉貸する事を得ず

六、本田内に溜池植木等其の他土地の變更を為す事を得ず、若し必要の場合は地主の諒解を求むること

七、小作米納入期日経過するも尚小作米を納入せざる時は地主に於て催告状を発し尚十日間経過するも納入せざる時は土地引上を為すも異議なきこと、

八、前各條違反の場合は土地を無條件にて返還すること。

備考